

災害時に支援を必要とする方への安否確認の進め方

災害時に支援を必要とする方への安否確認の目的

我孫子市では、要支援者名簿の提供を受けた自治会等に、災害発生時に支援を必要とする方への安否確認を望んでいます。若松第一、第二自治会は、これに応えると共に、安否確認を通じた地域共助社会の実現を目指します。(例:支援を必要とする方の日常的な見守りなど)

安否確認の手順

対象災害: ①地震：震度5弱以上の地震 ②避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）
③防災防犯委員会判断による避難勧奨 *①②は我孫子市の災害対策本部の設置基準

確認が必要な対象者

- ①安否確認の希望者
- ②市の要支援者名簿掲載者。両自治会で72名(20年10月末時点。)

災害発生時の安否確認の実施

1. 対策本部の立ち上げ

- ① 防災防犯員委員会 会長が対策本部を立ち上げます。
- ② 対策本部を防災防犯委員会内に設置し、各自治会に一次対策本部設置を要請します。
- ③ 一次対策本部は支援を必要とする方の安否を確認し、結果を対策本部に報告します。

2. 安否確認および避難勧奨の方法

①震度5弱以上の地震の場合

- ・ 支援を必要とする方は、玄関表示（「無事」または「助けて！」）を行い、そのあとサポーターへ電話、メール、SNS等で連絡します。支援を必要とする方が警察・消防署等の公的機関に救助を求めた場合は、サポーターに遅滞なく連絡します。
- ・ サポーターは一次対策本部の要請を受けて、身の安全を確保した後速やかに安否確認を行い、その結果を一次対策本部に報告します。
- ・ サポーターは、まず自身の安全を確認後、支援を必要とする方の家に行き、掲示を確認します。
- ・ 掲示が無い時は、ドアを叩いて安否を確認します。返事がなければ電話をします。それでも返事がない場合は、あらかじめ定める、支援を必要とする方の連絡先に連絡します。

②避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）の場合

- ・ サポーターは一次対策本部の要請を受けて自身の安全を確認後速やかに直接訪問、または電話等で要支援者と接触し、避難するように説き勧めます。その際に以下のいずれかの情報を一次対策本部に報告します。

(1) 自力で避難します (2) 避難したいが自力では無理です (3) 避難する意志はないです。

3. 災害時の安否確認方法

- ①基本：サポーターは、安否確認または避難勧奨を実施します。
- ②応用：サポーターが物理的に可能な範囲で救助・避難援助を行うことができます。

以上